

向島二の丸小・向島中 地元利用検討合同ワーキング報告
向島二の丸小・向島中跡地 地元利用検討状況

1. ワーキングの開催報告

向島二の丸小・向島中跡地 地元利用検討合同ワーキング		担当取組項目：16～19
<p>【平成 30 年度取組目標】</p> <p>○平成 28 年度におけるビジョンの検討時からこれまでの意見を踏まえつつ、各WGと連携しながら住民意見を集約し、推進会議に適宜報告する中で平成 31 年 4 月以降における地元主体での暫定利用方法と管理体制案をとりまとめる。</p> <p>(1) 活用案（たたき台）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの意見や各WGの議論を整理し、合同WGにおける議論を踏まえて活用案を検討する。 ・子ども若者の居場所・活動拠点、災害時における避難所、多世代・多文化の住民等による交流拠点といった意見や声(MJが手狭という声や中国帰国者の交流拠点が必要であるといった声)をはじめ、(2)に挙げる各WGが行うニーズ調査と並行して検討を行う。 <p>(2) ニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用案の検討と並行して必要な調査等を行い、地元ニーズを確認する。但し、ニーズ調査の必要性は基本的に各WGに委ねることにし、議論の結果を合同WGに適宜報告する。 <p>(3) 施設規模、機能の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用案及びニーズ調査に基づき、必要な施設の規模や機能を検討する。 <p>(4) 管理・運営のルール作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的、利用時間、費用負担、鍵の管理、予約方法、会計管理などを検討する。 <p>(5) 管理・運営体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮) 地元利用運営委員会の立ち上げに向けて、管理・運営の受け皿組織の構築を目指す。 		
主な構成メンバー (敬称略)	進捗管理	京都市都市総務課, アルパック
	地域住民	増田, 佐々木, 福間 (1 街区), 山崎 (2 街区), 神門, 長谷川, 児玉, 山口, 橋爪, 藤井, 板原, 山岸 (3 街区), 福井 (3 街区 二の丸北各種団体連絡協議会), 角野 (4 街区町内会長), 日高(幸), 矢吹 (5 街区), 田嶋 (向島藤ノ木学区社協), 日高 (二の丸北学区社協), 小山 (6 街区), 松本 (6 街区 社会福祉協議会), 村岡 (10 街区), 遠山, 平山 (夕陽紅の会), 橋本 (10 街区 10 街区代理 向島藤ノ木学区赤十字支部長), 木村, 藤村 (11 街区), 珍田 (向島藤ノ木学区自主防災会), 奥田 (向島学区), 上代 (向島学区 向島自主防災会長), 黒多 (にじいろプロジェクト)
	事業者	平田, 佐藤, 井桁 (愛隣館), 桐澤 (伏見区社協), 水野 (伏見青少年活動センター), 高矢, 河合 (インターナショナル デモクラティック スクール まめの木), 森下 (中部産婦人科医院), 田中 (中部はすの実ひろば), 今津, 若竹 (リベルタサッカースクール)

	その他	杉本, 小林, 三林, 潘 (以上, 京都文教大学), 村重 (伏見区役所), 澤本 (京都市向島地域包括支援センター), 美留町 (向島ニュータウン健康福祉のまちづくり懇談会)
今年度取り組むプログラム・取組	16 17 18 19	多文化・多世代交流の機会づくり 留学生・中国帰国者等と子どもたちの文化交流促進 街区・学区を越えて誰もが集える多文化・多世代のまちづくりを進めるための拠点の整備の検討 多文化・多世代のまちづくりを進めるための拠点の運営主体となる住民組織, NPO等設立の検討
平成30年度 主な活動の報告	第1回～ 第8回 WG会議	合同WGのこれまでの議論 (6ページ参照) ・計8回ワーキングを開催し, 概ねの方向性が示された。 ・第3回までは主に利用希望活動の把握を行った。その後, 利用範囲や主に利用する部屋, 必要な備品等の確認など, 施設の利用の仕方の検討を進めながら, 利用のルールづくりや, 管理・運営の方法について, 複数回に渡って検討を進めてきた。 ・第6回以降, 管理運営体制の検討を行った。管理運営のために事務局を設置することとした。(3ページ参照) ・また, 貸室以外の交流拠点の確保の必要性について意見が示され, 交流スペースを設けることとした。(下図参照) ・平成31年度からの地元運営に向けた詳細な検討が必要となるため, (仮) 地元利用運営委員会 準備会を立ち上げる。
第7回ワーキング 平成30年12月15日(土) 参加者: 32名		
<p>○地元意見を踏まえた学校跡地の地元利用に関する方針の検討</p> <p>・貸室に加えて, 住民が自由に利用できる場として交流拠点を設置することについて事務局から提案し, 交流拠点の使い方や運営方法について議論した。</p> <p>○地元意見を踏まえた学校跡地の地元利用に関する方針の検討</p> <p>・施設の利用ルールや利用料金, 地元利用を継続的に運営するための運営資金を確保等について, 前回に引き続き議論した。</p> <p>○管理運営組織の検討</p> <p>・学校跡地の地元利用をマネジメントする組織が必要であることから, その役割・体制等に関して議論した。また, 市と運営組織, 愛隣館の役割分担等について確認した。</p>		
第8回ワーキング 平成31年1月19日(土) 参加者: 24名		
<p>○これまでの検討事項の振り返り</p> <p>・計8回のワーキングで検討したことを振り返った。利用のルールや, 運営に向けて詳細に検討すべき事項に関して, 意見が述べられた。その他, 駐車場の確保等に関する意見が述べられた。</p> <p>○来年度からの学校跡地の地元利用の運営に向けた準備について</p> <p>・来年度からの学校跡地の地元利用の具体的な運営検討に向けて, (仮) 地元利用運営委員会準備会の立ち上げや, 検討すべき事項について議論した(6ページ参照)。事務局への地元の関わり等について意見が述べられた。</p>		

2. 第8回WGでの主な議論

(1) これまでのワーキングでの検討事項の確認

- ・これまで検討してきた内容を確認した。

○主な意見・質問

【利用方法】

- 地元利用運営委員会の裁量の範囲について。
- 金銭が発生する活動は利用可能か。
⇒営利を目的とした金銭授受、いわゆる商売を認めないということを考えている。文言の変更を検討する。

【組織体制】

- 地元が使いたいという要望で跡地利用の検討が始まっているため、地元で運営していく必要がある。事務局も地元が責任を持って担うべきではないか。
⇒事務局や協賛会員の具体的なメンバーは未検討であり、準備会で具体的に検討するということが、次のステップである。

(2) 今後の検討事項について（4ページ参照）

- ・今後のより具体的な検討に向けて、(仮)地元利用検討委員会 準備会の立上げについて議論した。

○主な意見・質問

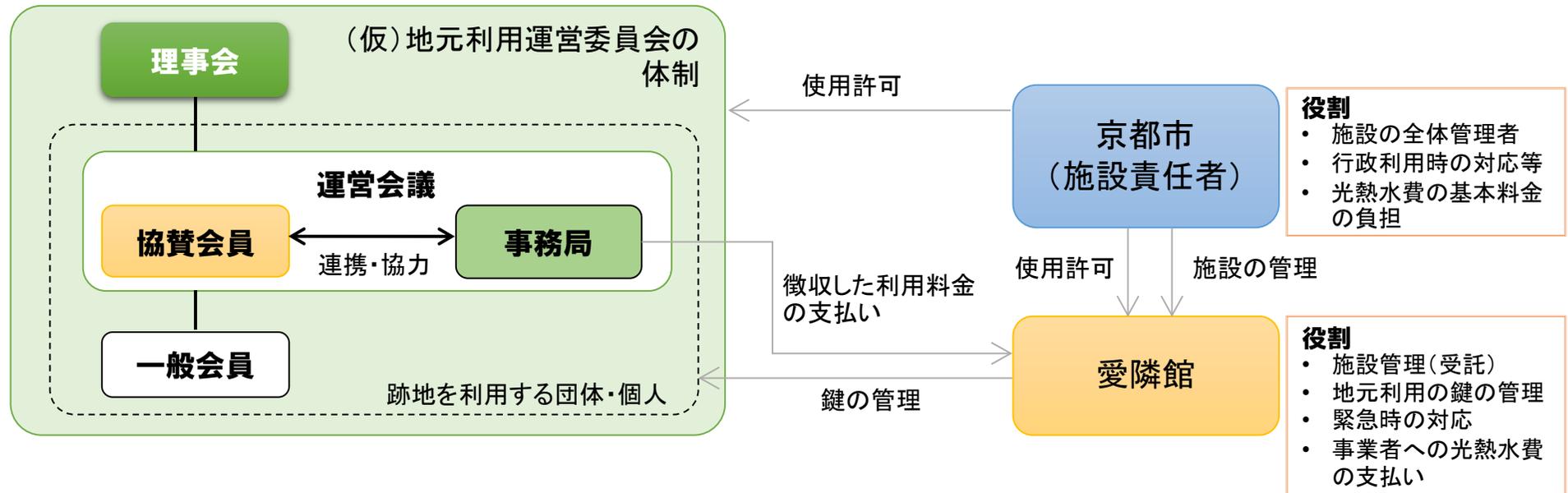
- 学校跡地は地元が運営していくべき場であるため、協賛会員という書き方はよくないのではないか。自分たちが主体的に関わっていくべきことがわかるような名称に変更してほしい。
- 今後、たたき台を基に料金やルールなどを具体的に考えていく必要がある。それぞれのワーキングなどでも具体的に検討してもらえるとよい。

合同ワーキング これまでの議論

	目的共有	利用活動	施設利用	利用のルールと 管理運営方法	その他
第1回 (6/8)	目的共有				
第2回 (8/25)		利用希望活動 の把握			
第3回 (9/15)					中学校の見学
第4回 (9/29)			利用範囲や必要 な備品等の確認		あしなが育英会から 小学校跡地への提案 について説明
第5回 (10/20)				利用の ルール づくり	
第6回 (11/10)				管理・ 運営の 内容	
第7回 (12/15)					
第8回 (1/19)					

前回の推進会議以降の検討範囲

学校跡地の管理・運営組織の立上げに向けた体制(案)



各主体の役割のイメージ

	理事会	運営会議	事務局	協賛会員	一般会員
対象	住民代表・地域関係機関	事務局・協賛会員で構成	向島で拠点やランチを設けて活動したいと考えている公的組織・団体	跡地の利用会員のうち、維持、活用に協力する団体	利用料を支払い、貸室を利用する会員
役割	地元利用に関する意思決定	企画・運営に関する実質的な役割	施設運営実務(日常の鍵管理(愛隣館仮移転中を除く。), 備品管理, 利用申請の受付, 金銭管理等)	施設運営支援(地域交流スペースの運営, 清掃, 草刈, 利用ルールの調整等)	清掃・草刈等への協力
経費	—	—	運営費の一部を構成団体で分担して負担(事務局や子ども利用に必要な経費等)	光熱水費(各回), 運営費(年間)	光熱水費(各回), 運営費(各回)
構成団体(案)	・推進会議委員等	—	・伏見青少年活動センター ・伏見区社会福祉協議会 ・京都文教大学 等	・自治会組織 ・各種地域団体 ・市民活動団体 等	・個人 ・市民活動団体 等

1. (仮) 地元利用運営委員会 準備会の立上げ

(1) 目的

これまで計8回合同ワーキングを実施し、暫定的な跡地利用について検討してきました。概ねの方向性が示されたことにより、平成31年度からの地元運営に向けた詳細な検討が必要となるため、(仮) 地元利用運営委員会 準備会を立ち上げます。

2. 検討内容

(1) 準備会全体で検討する事項 (運営会議)

① 組織体制

- ・ 理事会及び運営会議の構成, 役割

② 交流室の運営

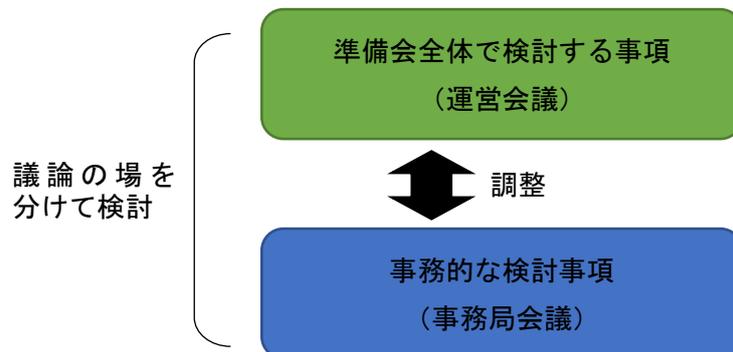
- ・ 機能, 役割分担の検討

(2) 事務的な検討事項 (事務局会議)

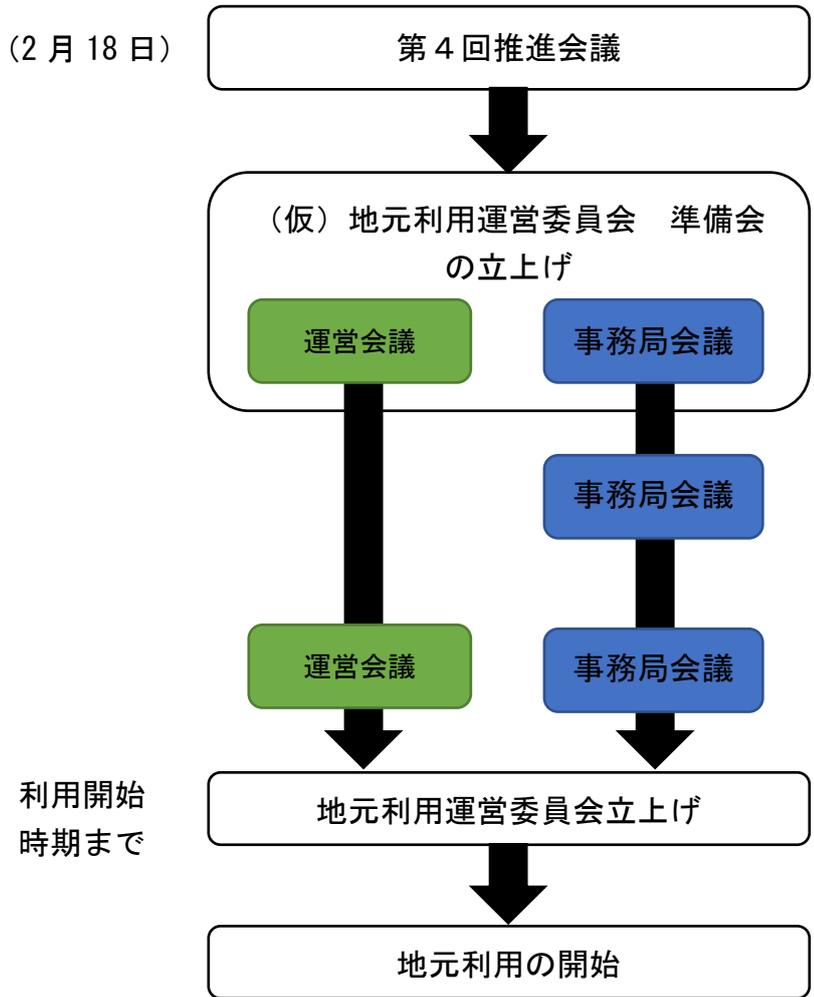
- ・ 事務局メンバーの構成, 役割
- ・ 組織規約の作成
- ・ 会計 (金銭管理, 口座の開設など)
- ・ 利用料金の検討
- ・ 予約・申請の具体的な方法 (申請シートの作成等)
- ・ 事務局スペースの検討

3. 進め方

- ・ 検討内容は「準備会全体で検討する事項」と「事務的な検討事項」の2つがあるため、議論の場を分けて検討する。



(スケジュールイメージ)



学校跡地の地元利用に関する規約骨子（案）

※地域交流スペースを除く。

1. 基本的な方針

- ・ 地域住民等で活動場所の管理・運営が行えるよう、利用範囲は活動に必要な範囲に絞る。
- ・ 施設利用者は、原則、事前に申請・登録された個人・団体が活動するものに限る。

2. 地元利用の部屋の使い方に関する考え方（仮に中学校とした場合）

- ・ 活動場所は、利用しやすい1階交流室（約129㎡）を基本とする。場合によっては、現在の活動から曜日や時間帯の変更が必要となる場合がある。
- ・ 調理を行う活動について、簡易な利用（コンロ1～2口・流し1つ）の場合には交流室（1階・約129㎡）を、コンロを多数利用するような場合には、調理室（南館3階）を利用する。
- ・ カラオケ等の大きな音が出る活動は、他の利用者や周辺環境に配慮し、防音設備のある音楽室（4階・約129㎡）を利用することを原則とする。1階での利用を希望する場合には、受益者負担により防音カーテンを設置するなどの配慮が必要である。
- ・ 大人数のスポーツの利用はグラウンドと体育館を利用する。グラウンドの利用範囲は管理運営体制を検討する中で設定する。

3. 利用条件

- ・ 跡地の利用ができる活動は、向島ニュータウンまちづくりビジョンの推進や地域コミュニティの活性化に資する活動に限り、利用に際しては、事前に地元利用運営委員会（仮）に承認され、委員会の会員となったものを基本とする。
- ・ 利用に当たっては、運営・管理の責任を負う代表者を定めることを基本とする。
- ・ 利用申請者は向島5学区に居住あるいは通勤・通学している者及び、向島ニュータウンまちづくりビジョンを推進する活動に取り組む者とする。
- ・ 下記のような場合は利用を断ることとする。
 - a. 営利を目的とした金銭授受、勧誘などを目的とするもの。
 - b. 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるもの。
 - c. 宗教的活動を目的とするもの。
 - d. その他運営委員会が管理上の支障があると認められる目的。

4. 利用料金

- ・ 地域住民等による継続的な運営のため、利用料として、光熱水費の実費相当及び、運営費を徴収する。ただし、子どもを対象とした無償の活動等については、例外とする。
- ・ 料金の徴収は地元利用運営委員会（仮）の事務局が行うこととする。

5. 利用時間

- ・ 利用時間は午前 9 時～午後 8 時までとする。
ただし、事前に地元利用運営委員会（仮）に申請し、許可された場合には上記の時間以外にも利用できることとする。

6. 申請及び予約の方法

- ・ 初めて施設で活動を行う際には、地元利用運営委員会（仮）に申請を行い、承認された場合には、地元利用運営委員会の会員となり、利用が許可される。
- ・ 予約は利用する日の始まる 2ヶ月前より行うことができる。ただし、協賛会員は 2ヶ月前以前より予約することができる。
- ・ 初めて施設を利用する場合には、申請が地元利用運営委員会（仮）に許可されて以降、予約申請を行うことができる。

7. 鍵の受け渡し方法

- ・ 鍵は、地元利用運営委員会（仮）との受け渡しを基本とする。ただし、事前に京都市の承認を得た代行者がいる場合には、代行者が地元利用運営委員会（仮）に代わって鍵の受け渡しを行うことができる。

8. 個人情報の保護

- ・ 利用団体・個人の登録、利用申込等により取得した個人情報について適正かつ厳重な管理を徹底するとともに、当該個人情報を施設の管理運営や会員への連絡・案内以外の目的で使用し、また第三者に提供、もしくは開示しない。

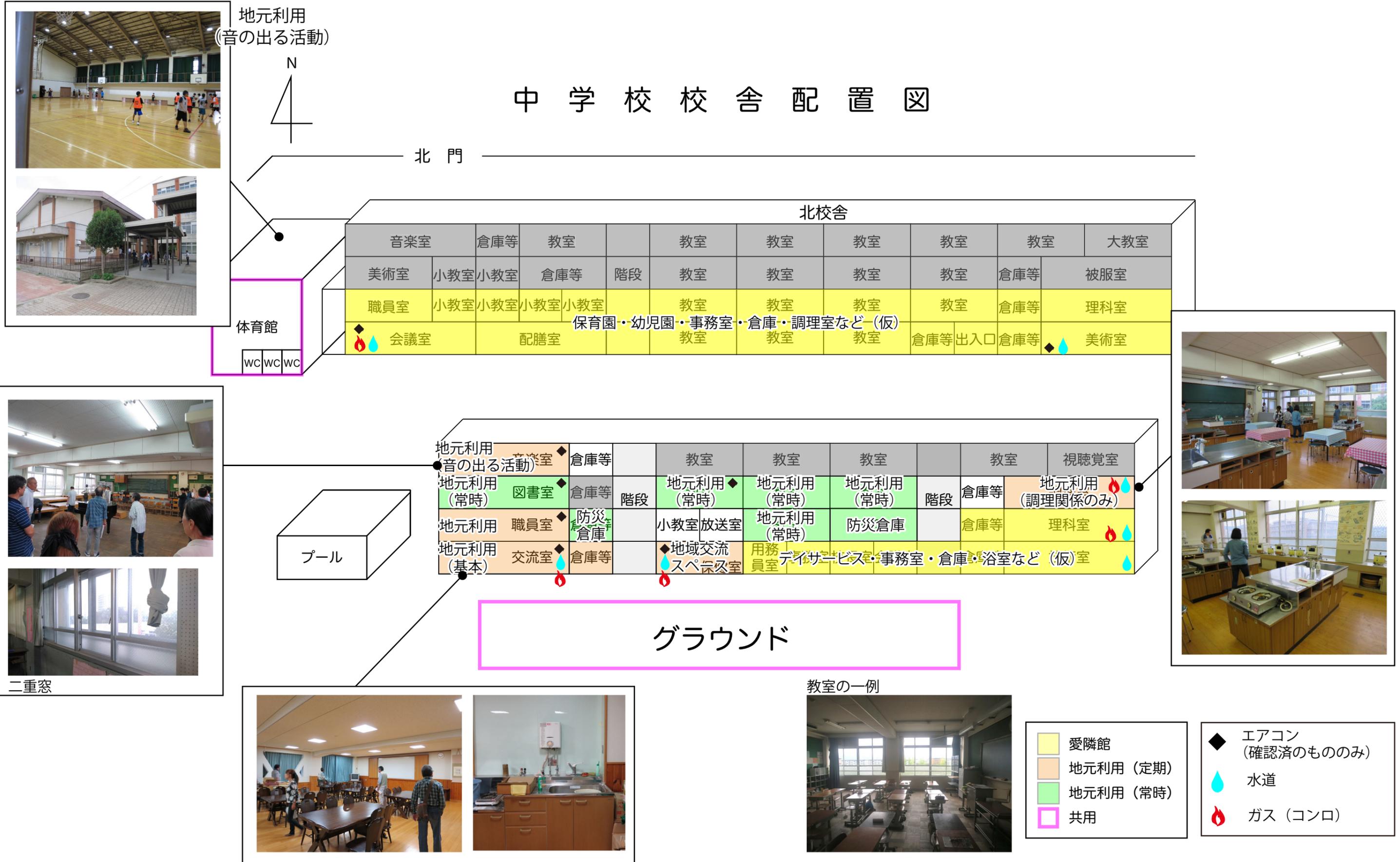
9. 災害時・緊急時の対応（未）

10. その他施設利用の注意事項

- ・ 地元利用運営委員会（仮）にて必要と判断された場合のみ、申込時の申告による時間外の利用を可能とする。ただし、必ず下記を厳守することとする。
 - a. 午後 5 時以降は楽器演奏など、大きな音を出す活動は原則禁止とする。
 - b. 最終閉館時間（施錠が完了した状態）は午後 8 時とする。
- ・ 利用時間内における本施設の管理（鍵の解錠・施錠、掃除、準備等）を行う。

- ・ 本規約から逸脱した場合、会員資格を剥奪する。
- ・ 設備、機材の破損については、破損した者が弁済する。
- ・ 本施設に機材等の物品を許可無く置いた場合、廃棄することもある。
- ・ ゴミは持ち帰る。
- ・ 以下の事柄については原則禁止とする。
 - a.利用申込の内容と異なる使用
 - b.喫煙・飲酒行為
 - c.動物類（盲導犬、介助犬を除く）の事前の承認を得ない携行
 - d.備え付けの調理機器以外の火気の使用及び危険物の持ち込み
 - e.家具や備品などの外部への持ち出し
 - f.利用を承認されていない施設への立ち入り
 - g.他人に危害や迷惑を及ぼす言動
 - h.法令等に禁じられている行為
 - i.その他施設の管理上支障をきたす恐れのある行為

学校跡地の利用範囲（案）と必要備品（中学校を利用する場合）



学校跡地の利用範囲（案）と必要備品（中学校を利用する場合）

